

株式会社エイブルに対する排除命令について

平成20年6月18日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社エイブル（以下「エイブル」という。）が媒介する賃貸住宅に係る表示について調査を行ってきたところ、景品表示法第4条第1項第1号（優良誤認）及び同項第3号（不動産のおとり広告に関する表示（公正取引委員会告示）。以下「不動産おとり広告告示」という。）の規定に違反する事実が認められたので、本日、同法第6条第1項の規定に基づき、同社に対して、排除命令（別添排除命令書参照）を行った。

1 関係人の概要

事業者名	所在地	代表者
株式会社エイブル	東京都港区元赤坂一丁目5番5号	代表取締役 平田 竜史

2 排除命令の概要

(1) 違反事実の概要

エイブルは、一般消費者に対し、別表1～5記載の住宅の賃貸借を媒介するに当たり、同社がインターネット上に開設したウェブサイト、「CHNTAINET」と称するインターネット上の賃貸住宅を検索するウェブサイト又は「CHNTAI」と称する賃貸住宅情報誌に掲載した広告において、以下のとおりの表示を行っていた。

表示内容	実際
<u>ア 交通の利便についての表示</u> （別表1） 別表1の物件について、あたかも、最寄り駅から徒歩16分の地点に所在するかのように表示	当該物件は、同駅から約2,100メートル離れた地点に所在し、同駅から徒歩約26分を要するものであった（優良誤認）。
<u>イ 建物の建築年月についての表示</u> （別表2,3） (ア) 別表2の物件について、あたかも、1996年5月に建築されたものであるかのように表示 (イ) 別表3の物件について、あたかも、1997年8月に建築されたものであるかのように表示	(ア) 当該物件は、1979年2月に建築されたものであった（優良誤認） (イ) 当該物件は、1990年10月に建築されたものであった（優良誤認）
<u>ウ 存在しない物件の表示</u> （別表4） 別表4の物件について、あたかも、賃借することができるかのように表示	当該物件は存在しないため、取引することができないものであった（不動産おとり広告告示第1号）。
<u>エ 賃借中の物件の表示</u> （別表5） 別表5の物件について、あたかも、賃借することができるかのように表示	当該物件は、いずれも広告の表示期間よりも前に既に賃借されており、表示期間において取引の対象となり得ないものであった（不動産おとり広告告示第2号）。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部上席景品表示調査官 電話 03-3581-3377（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

(2) 排除措置の概要

ア 前記(1)ア及びイの表示は、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、また、同ウ及びエの表示は、実際には取引することができない不動産又は取引の対象となり得ない不動産についての表示である旨を公示すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

別表1

番号	物件所在地 (物件番号 (注))	当該物件の広告 を掲載した店舗名	表示期間	広告媒体	表示内容
1	埼玉県富士見市水谷東 (110179202)	志木南口店	平成19年8月28日 ~ 同月29日	エイブルのウェブサイト	東武東上線 / 柳瀬川【徒歩16分】

別表2

番号	物件所在地 (物件番号 (注))	当該物件の広告 を掲載した店舗名	表示期間 又は発行日	広告媒体	表示内容
1	東京都西東京市住吉町 (099331202)	ひばりヶ丘店	平成19年2月4日 ~ 同月5日	エイブルのウェブサイト	築年 1996 / 05
			平成19年2月9日 ~ 同月13日		
			平成19年2月21日	週刊「CHINTAI首都圏版 2007年2月28日号	96.05

別表3

番号	物件所在地 (物件番号 (注))	当該物件の広告 を掲載した店舗名	表示期間	広告媒体	表示内容
1	福岡市東区名島 (003458103)	香椎店	平成19年3月27日 ~ 同年4月19日	CHINTAI NET	築年 '97 / 08

別表4

番号	当該物件の広告 を掲載した店舗名	表示期間	広告媒体	表示内容
1	博多店	平成19年3月25日 ~ 同年4月19日	CHINTAI NET	沿線 / 駅: JR鹿児島本線 / 博多 所在地 福岡県福岡市博多区美野島2丁目 バス 徒歩 徒歩15分 家賃 管理費・共益費 40,000円 - - 敷金 礼金 10.0万 - - 保証金 解約金 - - - - 間取 面積 1K 25.00平米 建物種別 構造 マンション 鉄骨鉄筋コンクリート 築年 '98 / 07, 「お問い合わせ番号 904017987308」
		平成19年5月24日 ~ 同年6月6日	エイブル のウェブ サイト	この物件のお問い合わせ番号: 904 - 017987308 【JR鹿児島本線 / 博多 徒歩15分】 福岡県福岡市博多区美野島 家賃 管理費・共益費 ¥40,000 ¥0 礼金 敷金 0.0万円 10.0万円 保証金 解約金 0.0万円 - - - 円 間取り 1K 専有面積 25.00m ² 種別 構造 マンション SRC造 築年 1998 / 07

別表5

番号	物件所在地 (物件番号 (注))	当該物件の広告 を掲載した店舗名	表示期間	広告媒体	表示内容
1	東京都東久留米市浅間町 (085836202)	秋津店	平成18年11月23日 ~ 同年12月11日	エイブルのウェブサイト	「西武池袋線 / ひばりヶ丘 徒歩15分」 東京都東久留米市浅間町」
			平成19年2月10日 ~ 同月14日		
			平成19年8月14日 ~ 同月27日		
2	東京都清瀬市元町 (319915205)	後楽園店	平成18年11月27日 ~ 同年12月15日	エイブルのウェブサイト	「西武池袋線 / 清瀬 徒歩10分」 東京都清瀬市元町」
		秋津店	平成19年1月11日 ~ 同月30日		
		所沢西口店	平成19年2月5日 ~ 同月7日		
3	東京都清瀬市元町 (911753102)	秋津店	平成18年12月27日 ~ 平成19年1月30日	エイブルのウェブサイト	「西武池袋線 / 清瀬 徒歩10分」 東京都清瀬市元町」
		所沢西口店	平成19年8月26日		
		秋津店	~ 同月27日		

番号	物件所在地 (物件番号 (注))	当該物件の広告 を掲載した店舗名	表示期間	広告媒体	表示内容
4	東京都西東京市住吉町 (125831203)	ひばりヶ丘店	平成 19年 1月 9日 ～ 同月 27日	エイブルのウェブサイト	「西武池袋線 / ひばりヶ丘 徒歩 10分」 東京都西東京市住吉町」
			平成 19年 1月 31日 ～ 同年 2月 1日		
		池袋西口店	平成 19年 2月 3日 ～ 同月 11日		
			平成 19年 2月 12日 ～ 同月 13日		
5	埼玉県新座市栗原 (262049406)	志木南口店	平成 19年 1月 13日 ～ 同月 19日	エイブルのウェブサイト	「西武池袋線 / ひばりヶ丘 徒歩 12分」 埼玉県新座市栗原」
		ひばりヶ丘店	平成 19年 1月 18日 ～ 同月 27日		
		志木南口店	平成 19年 1月 18日 ～ 同月 28日		
		ひばりヶ丘店	平成 19年 1月 28日 ～ 同月 29日		
6	東京都豊島区西池袋 (007546205)	要町店	平成 19年 1月 16日 ～ 同月 31日	CHNTAINET	沿線 / 駅 : 有楽町線 / 要町 所在地 : 東京 都豊島区西池袋」
		要町店 池袋西口店	平成 19年 1月 18日 ～ 同年 2月 19日	エイブルのウェブサイト	「要町【徒歩 4分】 / 有楽町線 東京都豊島 区西池袋」
		池袋西口店	平成 19年 1月 19日 ～ 同月 26日	CHNTAINET	沿線 / 駅 : 有楽町線 / 要町 所在地 : 東京 都豊島区西池袋」
7	東京都豊島区西池袋 (007546305)	池袋西口店	平成 19年 1月 18日 ～ 同月 26日	エイブルのウェブサイト	「有楽町線 / 要町 徒歩 4分」 東京都豊 島区西池袋」
		要町店	平成 19年 1月 18日 ～ 同月 31日		
		要町店 池袋西口店	平成 19年 1月 18日 ～ 同年 2月 19日		
8	東京都東久留米市浅間 町 (122579103)	ひばりヶ丘店	平成 19年 1月 18日 ～ 同月 27日	エイブルのウェブサイト	「西武池袋線 / ひばりヶ丘 徒歩 4分」 東京都東久留米市浅間町」
			平成 19年 1月 30日 ～ 同年 2月 7日		
			平成 19年 2月 8日 ～ 同月 14日		
			平成 19年 8月 15日	CHNTAINET	沿線 / 駅 西武池袋線 / ひばりヶ丘 所 在地 東京都東久留米市浅間町 3丁目」
			平成 19年 8月 24日	エイブルのウェブサイト	「ひばりヶ丘【徒歩 4分】 / 西武池袋線 東京 都東久留米市浅間町」
9	埼玉県新座市新堀 (009512306)	ひばりヶ丘店	平成 19年 1月 28日 ～ 同年 2月 5日	エイブルのウェブサイト	「西武池袋線 / 東久留米 徒歩 15分」 埼玉県新座市新堀」
		平成 19年 2月 12日 ～ 同月 13日			
10	東京都清瀬市中清戸 (009926201)	ひばりヶ丘店	平成 19年 2月 8日 ～ 同月 11日	エイブルのウェブサイト	「西武池袋線 / 清瀬 徒歩 15分」 東京 都清瀬市中清戸」
11	東京都清瀬市中清戸 (065619101)	秋津店	平成 19年 2月 10日 ～ 同月 12日	エイブルのウェブサイト	「西武池袋線 / 清瀬 徒歩 10分」 東京 都清瀬市中清戸」
12	東京都清瀬市中清戸 (065619103)	秋津店	平成 19年 2月 10日 ～ 同月 12日	エイブルのウェブサイト	「西武池袋線 / 清瀬 徒歩 10分」 東京 都清瀬市中清戸」
13	東京都清瀬市中清戸 (065619202)	秋津店	平成 19年 2月 10日 ～ 同月 12日	エイブルのウェブサイト	「西武池袋線 / 清瀬 徒歩 10分」 東京 都清瀬市中清戸」
14	福岡市博多区博多駅前 (0522871408)	博多店	平成 19年 6月 3日 ～ 同月 29日	CHNTAINET	沿線 / 駅 : JR鹿児島本線 / 博多 所 在地 : 福岡県福岡市博多区博多駅前 3丁目」

(注) エイブルが各物件に付与している同社の管理番号をいう。

不当景品類及び不当表示防止法(抜粋)

(昭和三十七年法律第百三十四号)

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(不当な表示の禁止)

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの

2 (省略)

(排除命令)

第六条 公正取引委員会は、第三条〔景品類の制限及び禁止〕の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項〔不当な表示の禁止〕の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令(以下「排除命令」という。)は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、することができる。

2及び3 (省略)

不動産のおとり広告に関する表示

(昭和五十五年四月十二日公正取引委員会告示第十四号)

不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第四条第三号の規定により、不動産のおとり広告に関する表示を次のように指定し、昭和五十五年七月一日から施行する。

不動産のおとり広告に関する表示

自己の供給する不動産の取引に顧客を誘引する手段として行う次の各号の一に掲げる表示

- 一 取引の申出に係る不動産が存在しないため、実際には取引することができない不動産についての表示
- 二 取引の申出に係る不動産は存在するが、実際には取引の対象となり得ない不動産についての表示
- 三 取引の申出に係る不動産は存在するが、実際には取引する意思がない不動産についての表示

備考

この告示で「不動産」とは、土地及び建物をいう。

平成20年(排)第41号

排 除 命 令 書

東京都港区元赤坂一丁目5番5号

株式会社エイブル

同代表者 代表取締役 平 田 竜 史

公正取引委員会は、前記の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」という。)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

1 株式会社エイブル(以下主文において「エイブル」という。)は、住宅の賃貸借の媒介の取引に関し、一般消費者の誤認を排除するために

(1)ア 別表1の「物件所在地」欄記載の所在地に所在する物件について、同表の「表示期間」欄記載の期間に同表の「広告媒体」欄記載の媒体に掲載した広告において行った、あたかも、当該物件は東武東上線柳瀬川駅から徒歩16分の地点に所在するかのよう示す表示
イ 別表2の「物件所在地」欄記載の所在地に所在する物件について、同表の「表示期間又は発行日」欄記載の期間又は日に同表の「広告媒体」欄記載の媒体にそれぞれ掲載した広告において行った、あたかも、当該物件は1996年5月に建築されたものであるかのように示す表示

ウ 別表3の「物件所在地」欄記載の所在地に所在する物件について、同表の「表示期間」欄記載の期間に同表の「広告媒体」欄記載の媒体に掲載した広告において行った、あたかも、当該物件は1997年8月に建築されたものであるかのように示す表示

は、それぞれ、事実と異なるものであり、かかる表示は、当該物件の内容について、一般消費者に対し、実際のも

のよりも著しく優良であると示すものである旨

(2) 別表4の「表示期間」欄記載の期間に同表の「広告媒体」欄記載の媒体にそれぞれ掲載した広告において行った、あたかも、同表の「表示内容」欄記載のとおり物件を賃借することができるかのように示す表示は、当該物件が存在しないため、実際には取引することができない不動産についての表示である旨

(3) 別表5の「物件所在地」欄記載の所在地に所在する物件について、同表の「表示期間」欄記載の期間に同表の「広告媒体」欄記載の媒体にそれぞれ掲載した広告において行った、あたかも、当該物件を賃借することができるかのように示す表示は、いずれも当該物件は存在するが、同表の「表示期間」欄記載の期間よりも前に既に賃借されており、実際には取引の対象となり得ない不動産についての表示である旨

を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

2 エイブルは、今後、住宅の賃貸借の媒介の取引に関し、前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

3 エイブルは、今後、住宅の賃貸借の媒介の取引に関し、第1項の表示と同様の表示を行うことにより

(1) 自社が賃貸借を媒介する住宅の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示

(2) 物件が存在しないため、実際には賃貸借の媒介の取引をすることができない住宅の表示

(3) 物件は存在するが、実際には賃貸借の媒介の取引の対象となり得ない住宅の表示

をしてはならない。

- 4 エイブルは、第1項に基づいて行った公示及び第2項に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事 実

- 1 株式会社エイブル（以下「エイブル」という。）は、肩書地に本店を置き、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定に基づき、国土交通大臣の免許を受けて、宅地建物取引業を営む事業者である。
 - 2 エイブルは、一般消費者に対し、住宅の賃貸借を媒介するに当たり、同社がインターネット上に開設したウェブサイト、「CHINTAI NET」と称するインターネット上の賃貸住宅を検索するウェブサイト及び「CHINTAI」と称する賃貸住宅情報誌の各媒体に広告を掲載している。
 - 3 (1) エイブルは、別表1の「物件所在地」欄記載の所在地に所在する物件について、同表の「表示期間」欄記載の期間に同表の「広告媒体」欄記載の媒体に掲載した広告において、同表の「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、当該物件は東武東上線柳瀬川駅から徒歩16分の地点に所在するかのよう示す表示をしているが、実際には、当該物件は同駅から約2,100メートル離れた地点に所在し、同駅から徒歩約26分を要するものであった。
 - (2) エイブルは、別表2の「物件所在地」欄記載の所在地に所在する物件について、同表の「表示期間又は発行日」欄記載の期間又は日に同表の「広告媒体」欄記載の媒体にそれぞれ掲載した広告において、同表の「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、当該物件は1996年5月に建築されたものであるかのよう示す表示をしているが、実際には、1979年2月に建築されたものであった。
 - (3) エイブルは、別表3の「物件所在地」欄記載の所在地に所在する物件について、同表の「表示期間」欄記載の期間に同表の「広告媒体」欄記載の媒体に掲載した広告において、同表の「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、当該物件は1997年8月に建築されたものであるかのよう示す表示をしているが、実際には、1990年10月に建築されたものであった。
- 4 (1) エイブルは、別表4の「表示期間」欄記載の期間に同表の「広告媒体」欄

記載の媒体にそれぞれ掲載した広告において、同表の「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、当該記載内容のとりの物件を賃借することができるかのように示す表示をしているが、実際には、当該物件は存在しないため、取引することができないものであった。

- (2) エイブルは、別表5の「物件所在地」欄記載の所在地に所在する物件について、同表の「表示期間」欄記載の期間に同表の「広告媒体」欄記載の媒体にそれぞれ掲載した広告において、同表の「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、当該物件を賃借することができるかのように示す表示をしているが、実際には、当該物件は、いずれも同表の「表示期間」欄記載の期間よりも前に既に賃借されており、同表の「表示期間」欄記載の期間において取引の対象となり得ないものであった。

法 令 の 適 用

前記3の事実によれば、エイブルは、別表1ないし3記載の住宅の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって、かかる行為は、景品表示法第4条第1項第1号の規定に違反するものであり、また、前記4(1)の事実によれば、エイブルは、別表4の「表示内容」欄記載の表示は同法第4条第1項第3号の規定に基づく不動産のおとり広告に関する表示(昭和55年公正取引委員会告示第14号)第1号に、前記4(2)の事実によれば、エイブルは、別表5記載の住宅について同告示第2号にそれぞれ該当する表示をしていたものであって、かかる行為は、同法第4条第1項第3号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成20年6月18日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委員 山 田 昭 雄

委 員 濱 崎 恭 生

委 員 後 藤 晃

委 員 神 垣 清 水

別表 1

番号	物件所在地 (物件番号 (注))	当該物件の広告 を掲載した店舗名	表示期間	広告媒体	表示内容
1	埼玉県富士見市水谷東 (110179202)	志木南口店	平成 19年 8月 28日 ~ 同月 29日	エイブルのウェブサイト	東武東上線 / 柳瀬川 【徒歩 16分】

別表 2

番号	物件所在地 (物件番号 (注))	当該物件の広告 を掲載した店舗名	表示期間 又は発行日	広告媒体	表示内容
1	東京都西東京市住吉町 (099331202)	ひばりヶ丘店	平成 19年 2月 4日 ~ 同月 5日	エイブルのウェブサイト	築年 1996 / 05
			平成 19年 2月 9日 ~ 同月 13日		
			平成 19年 2月 21日	週刊「CHINTAI」首都圏版 2007年 2月 28日号	図 96.05

別表 3

番号	物件所在地 (物件番号 (注))	当該物件の広告 を掲載した店舗名	表示期間	広告媒体	表示内容
1	福岡市東区名島 (003458103)	香椎店	平成 19年 3月 27日 ~ 同年 4月 19日	CHINTAI NET	築年 '97 / 08

別表 4

番号	当該物件の広告 を掲載した店舗名	表示期間	広告媒体	表示内容
1	博多店	平成 19年 3月 25日 ~ 同年 4月 19日	CHINTAI NET	沿線 / 駅 : JR鹿児島本線 / 博多 所在地 福岡県福岡市博多区美野島 2丁目 バス 徒歩 徒歩 15分 家賃 管理費・共益費 40,000円 - - 敷金 礼金 10.0万 - - 保証金 解約金 - - - - 間取 面積 1K 25.00平米 建物種別 構造 マンション 鉄骨鉄筋コンクリート 築年 '98 / 07, 「お問い合わせ番号 904017987308」
		平成 19年 5月 24日 ~ 同年 6月 6日	エイブル のウェブ サイト	「この物件のお問い合わせ番号 :904 - 017987308 【JR鹿児島本線 / 博多 徒歩 15分】 福岡県福岡市博多区美野島 家賃 管理費・共益費 ¥40,000 ¥0 礼金 敷金 0.0万円 10.0万円 保証金 解約金 0.0万円 - - - 円 間取り 1K 専有面積 25.00㎡ 種別 構造 マンション SRC造 築年 1998 / 07」

別表 5

番号	物件所在地 (物件番号 (注))	当該物件の広告 を掲載した店舗名	表示期間	広告媒体	表示内容
1	東京都東久留米市浅間町 (085836202)	秋津店	平成 18年 11月 23日 ~ 同年 12月 11日	エイブルのウェブサイト	「西武池袋線 / ひばりヶ丘 徒歩 15分】 東京都東久留米市浅間町」
			平成 19年 2月 10日 ~ 同月 14日		
			平成 19年 8月 14日 ~ 同月 27日		
2	東京都清瀬市元町 (319915205)	後楽園店	平成 18年 11月 27日 ~ 同年 12月 15日	エイブルのウェブサイト	「西武池袋線 / 清瀬 徒歩 10分】東京 都清瀬市元町」
		秋津店	平成 19年 1月 11日 ~ 同月 30日		
		所沢西口店	平成 19年 2月 5日 ~ 同月 7日		
3	東京都清瀬市元町 (911753102)	秋津店	平成 18年 12月 27日 ~ 平成 19年 1月 30日	エイブルのウェブサイト	「西武池袋線 / 清瀬 徒歩 10分】東京 都清瀬市元町」
		所沢西口店	平成 19年 8月 26日		
		秋津店	~ 同月 27日		

番号	物件所在地 (物件番号 (注))	当該物件の広告 を掲載した店舗名	表示期間	広告媒体	表示内容
4	東京都西東京市住吉町 (125831203)	ひばりヶ丘店	平成 19年 1月 9日 ～ 同月 27日	エイブルのウェブサイト	「西武池袋線 / ひばりヶ丘 徒歩 10分」 東京都西東京市住吉町」
			平成 19年 1月 31日 ～ 同年 2月 1日		
			平成 19年 2月 3日 ～ 同月 11日		
		池袋西口店	平成 19年 2月 12日 ～ 同月 13日		
5	埼玉県新座市栗原 (262049406)	志木南口店	平成 19年 1月 13日 ～ 同月 19日	エイブルのウェブサイト	「西武池袋線 / ひばりヶ丘 徒歩 12分」 埼玉県新座市栗原」
		ひばりヶ丘店	平成 19年 1月 18日 ～ 同月 27日		
		志木南口店	平成 19年 1月 18日 ～ 同月 28日		
		ひばりヶ丘店	平成 19年 1月 28日 ～ 同月 29日		
6	東京都豊島区西池袋 (007546205)	要町店	平成 19年 1月 16日 ～ 同月 31日	CHINTAI NET	沿線 / 駅 : 有楽町線 / 要町 所在地 : 東京都豊島区西池袋」
		要町店 池袋西口店	平成 19年 1月 18日 ～ 同年 2月 19日	エイブルのウェブサイト	「要町【徒歩 4分】 / 有楽町線 東京都豊島区西池袋」
		池袋西口店	平成 19年 1月 19日 ～ 同月 26日	CHINTAI NET	沿線 / 駅 : 有楽町線 / 要町 所在地 : 東京都豊島区西池袋」
7	東京都豊島区西池袋 (007546305)	池袋西口店	平成 19年 1月 18日 ～ 同月 26日	エイブルのウェブサイト	「有楽町線 / 要町 徒歩 4分」 東京都豊島区西池袋」
		要町店	平成 19年 1月 18日 ～ 同月 31日		
		要町店 池袋西口店	平成 19年 1月 18日 ～ 同年 2月 19日		
8	東京都東久留米市浅間町 (122579103)	ひばりヶ丘店	平成 19年 1月 18日 ～ 同月 27日	エイブルのウェブサイト	「西武池袋線 / ひばりヶ丘 徒歩 4分」 東京都東久留米市浅間町」
			平成 19年 1月 30日 ～ 同年 2月 7日		
			平成 19年 2月 8日 ～ 同月 14日		
			平成 19年 8月 15日	CHINTAI NET	沿線 / 駅 西武池袋線 / ひばりヶ丘 所在地 東京都東久留米市浅間町 3丁目」
平成 19年 8月 24日	エイブルのウェブサイト	「ひばりヶ丘【徒歩 4分】 / 西武池袋線 東京都東久留米市浅間町」			
9	埼玉県新座市新堀 (009512306)	ひばりヶ丘店	平成 19年 1月 28日 ～ 同年 2月 5日	エイブルのウェブサイト	「西武池袋線 / 東久留米 徒歩 15分」 埼玉県新座市新堀」
平成 19年 2月 12日 ～ 同月 13日					
10	東京都清瀬市中清戸 (009926201)	ひばりヶ丘店	平成 19年 2月 8日 ～ 同月 11日	エイブルのウェブサイト	「西武池袋線 / 清瀬 徒歩 15分」 東京都清瀬市中清戸」
11	東京都清瀬市中清戸 (065619101)	秋津店	平成 19年 2月 10日 ～ 同月 12日	エイブルのウェブサイト	「西武池袋線 / 清瀬 徒歩 10分」 東京都清瀬市中清戸」
12	東京都清瀬市中清戸 (065619103)	秋津店	平成 19年 2月 10日 ～ 同月 12日	エイブルのウェブサイト	「西武池袋線 / 清瀬 徒歩 10分」 東京都清瀬市中清戸」
13	東京都清瀬市中清戸 (065619202)	秋津店	平成 19年 2月 10日 ～ 同月 12日	エイブルのウェブサイト	「西武池袋線 / 清瀬 徒歩 10分」 東京都清瀬市中清戸」
14	福岡市博多区博多駅前 (0522871408)	博多店	平成 19年 6月 3日 ～ 同月 29日	CHINTAI NET	沿線 / 駅 : JR鹿児島本線 / 博多 所在地 : 福岡県福岡市博多区博多駅前 3丁目」

(注) エイブルが各物件に付与している同社の管理番号をいう。